

第31回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成26年11月5日（水）午前10時00分

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（裁判官の育成について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

平成27年2月17日（火）午後3時00分

(別紙第1)

出席者

委員	赤	井	直	泰
	同	一	坪	雅代
	同	伊	東	俊明
	同	上	岡	美保子
同		北	澤	純一
同		齊	木	敏文
	同	坂	本	拓巳
同		鈴	森	賢史
同		中	野	惇
同		南	條	雅彦
同		樋	口	正行
同		宮	崎	隆博
同		宮	本	英子

(五十音順)

(別紙第2)

《裁判官の育成について》

委員長

今回のテーマは、裁判官の育成についてということで、皆さんの御意見を頂けたらと存じます。

後から、裁判所のほうから説明をしていただくこととなりますけれども、まず、その前に、法曹関係ではない委員の方から少し感想や意見を頂きたいと思います。裁判官の育成というテーマを耳にされまして、率直にまずどのような感想というかイメージを持たれましたか。

A委員

私は●●●をしております、新任者の育成というのをやはりやっておりますが、●●●●●で行う強化研修、それから地区・分区で行う研修があります。裁判所はどのようにやっているのかなと思って勉強させていただけたらと思います。

B委員

どの職業でもだと思えるんですけども、人を育てることが一番難しいことで、例えば会社組織ですと、非常に仕事をする上で人脈というのが大切になってくるんですが、人脈というものは、ほかの人にほとんど引き継げないものなんで、人と人とのつながりなものですから、そういったことを考えたときに、私の会社でもそういった経験あるいは人脈というようなものを引き継ぐというのは非常に難しい。

これをどうしていくかというのは、毎年のようにテーマに上がってくるんですけども、その解決策がいまだに見付からないようなところがありまして、やっぱり裁判官の育成についても、その点は非常に難しいところなんだろうかと、こういうふうに思います。

まず、裁判官ということで、当然普通の職業よりも倫理観だとかいうようなこと

は、もちろん大切になってくるということは分かるんですけども、倫理観とともに人としての社会常識というか、そういったところにも力を入れていただきたいかなというふうに思います。

私が過去に司法記者として裁判なんかの記事を担当しておりましたときに、裁判官によっては非常に、どうしてこういう偏った見方になるのかなとか、この人の常識的な考えとかいうような、一般常識と照らし合わせて、これは余りにも判断がおかしいだろうというような人もたまにお見受けしますので、そういったことも含めて裁判官がどういうふうに育成されていくのかということについては、非常に個人的にも興味があるテーマだなというふうに感じております。

C委員

裁判官の方となかなか接する機会がなくて、今までどういう人というイメージがわくことってなかったんですけど、もともと、当然、非常に優秀な方が裁判官になられてると思うので、その方々に、裁判官としてどうあるべきなのか、どういう人がすばらしい裁判官なのかっていうのを、やっぱり、ある程度、みんなが共通認識を持った上で、それに向けて、どういったことをすればいいのかっていうのを、風土づくりをしていくことが重要ではないかなというふうに思っております。

コミュニケーション能力とか、人としてとか、我々が考えると、そういったことになりがちだとは思いますが、それが具体的にどうしたら身につけていくのかっていうところは全体で考えていけないことかな、まずはどういう姿を目指していくのかっていうところが必要ではないかなというのを少し、最初の段階では感じています。

D委員

私も裁判に触れる機会というのが過去余りなかったものですから、なかなかイメージがわきにくいというのが実感なんですけど、もちろん裁判官という方は選ばれた

存在で、法律の知識等はもちろん、その辺のところは全く問題ないかと思ってるんですけど、100パーセント、皆さんに評価される判断というのはなかなか難しいかと思います。法律知識以外に、やはり皆さんもおっしゃっておられましたように、最終的には総合的なバランス感覚というんですかね、そういったものをどうやって形づけるのかなというところになるかと思っております。

そういったものを構築するというのは非常に難しいとは思いますが、その辺のバランス感覚の指導というのが非常に重要じゃないかなというふうに考えます。

E 委員

私も裁判も余り関わったことないし、それから裁判官の友達もおりませんので、やっぱり一般的には雲の上の人、すごいエリートな方というイメージを持ってはいたんですけど、ここで言っているかどうかわかりませんが、最近、裁判官の寝坊問題がありました。あのような記事が出てくると、やっぱり裁判官も人の子だったのかというのを思いました。

直接関係がないかわかりませんが、情報公開が活発になったから、あのような問題を私たちが知ることができるようになったのか、それとも、職業的倫理観に欠ける人が裁判官になるようになったのか、そういうところで考えてみました。

そうすると職業的倫理観に欠ける裏には何かあるんだろうかというときに、あの裁判官は体調が悪かったのかと、それから非常に裁判官は激務であるが、その割に報われないという状況が今の社会にあるのではないかと思います。数の問題とかどうなんだろうなということをここで自分なりに考えると裁判官の像がちょっと変わったというところではあります。

それから、何が理想の裁判官かと言われると、これも難しいです。資質と、それから後から育成で得ることとは、やっぱり違います。だから公正であるとか、それから人間的であるとか、そういう信頼に足りるとかいうときは、求められる資質ですから、これは裁判官になる前の合否を決定するときにしっかり、やっぱりここは

見ていただきたいところですし、そこから後の育成のところは、さきほどB委員が言われたように、社会常識というのか、一般教養ですね、そういうことが広く身につけてる人だと思います。

それから育成でそういうことを身につけて、裁判官である以前に1人の人間として、不祥事とかそういうことが、あってはならないと思います。やっぱり、裁判官は、人の一生とか、人の人生とか、そういうことを変え得る立場にいらっしゃる方であり、ちょっと計算を間違えて会社に損害を与えたというたぐいのこととは違うと思います。

それから、今、教育界でもいろいろ問題になってますけど、同じ社会でしか生きたことがないという人、これはやっぱりさきほどの一般教養にも関係しますが、視野が広がらないということで、過去、法曹界以外で、そういう社会経験をどういう形であれ、積ませることが私は非常に重要なところだと思います。

それから、やっぱりグローバル化、フラット化が進んでいる現代においては、国際感覚も有した人。自分は日本の裁判官だから、日本の法律のとおりに沿っていけばいいというのでは、ちょっと、これからはどうかなという気がしますし、それから前回の裁判の迅速化のテーマのときに2年が長いかどうかという話がありましたが、やっぱり技術系とか知財とか医療なんかは裁判が長くなるということがありましたので、裁判官の方も技術系のそういう専門分野にある程度特化できるようなコースを設けたり、そういう裁判官を育てたりするというのも、これからの社会では必要なのかなと思います。

F委員

E委員が言われたように、本当に専門的な知識も要るし、人生経験も要るし、そして何よりも最終決定をなさる方なので、本当に大変なお仕事だなというような感じですよ。

若い人が裁判官になった場合には、留学したり、いろんな経験を積まれ、そのよ

うな中で最終決定するんだと思うんですけど、本当に大変なお仕事だなと思います。

G委員

裁判官は雲の上の方だと、こういうふうに思ってますけども、裁判官のイメージというのがなかなかわかって、10年ちょっと前、10年もたってませんか、NHKで「ジャッジ」というドラマをしてるのを見たことがあって、そこで初めて裁判官の人間味というのを、作り出したんでしょうけども、知って、ただ、私が思ってるのは、非常に忙しくて一般の方々の暮らしている生活とは全然違うという認識を持ってまして、私がもし裁判の判決を頂くんですしたら、やっぱり人間としての器の大きな方といいますか、社会経験をたくさん積んでらっしゃる方にさせていただくのがいいと思いますし、そういうためには、やっぱり知識だけでなくて地域の方々との触れ合いというか、ボランティアをしたりとか、そういったことを通じて人間としての器を大きくしていくというのが理想なんですけど、なかなかそれは忙しくて、裁判官の方は人の数も少ないんでしょうけども、そういった余裕がないんじゃないかというところで、どうも、その辺が育成についての課題だろうなとは思ってます。

委員長

いろんな意見、イメージ等を言っていたと思いますので、今、出された質問とかに答えるような形で少し、裁判官の育成について裁判所のほうから御説明頂けたらと思います。よろしく願いいたします。

H委員から裁判官の育成についての説明を行った。

委員長

それでは意見交換をさせていただきますが、もちろん、今の御説明の中で分から

ないところ等，あるいは補足していただいて，また随時おっしゃっていただければと思います。

その前に，私のほうから1点，御質問させていただきたいんですけども，民間企業研修とかということだったんですけども，これは判事補が判事になったときに，必須の研修課程なんでしょうか。

H委員

いや，必須ではございません。希望者だけです。

委員長

大抵，どのぐらいの判事補の方がこういうような民間企業研修とかされるんでしょうか。

H委員

15名程度ですね。

委員長

とすると，大半というよりも，どちらかというところと少数という形なんですね。

H委員

そうですね。

I委員

ただ，判事になってから報道機関とか民間企業へ行くコースがございます。私は判事になってから民間企業研修に行かせていただきました。

委員長

先ほどの説明ですと、やはり中心になるのは自己研鑽とOJTということだったんですけれども、このような方法というか育成方法について何か、一般企業あるいは、ほかの組織から見て何か改善すべき点等、御意見がありましたら遠慮なくおっしゃっていただければと存じます。

E委員

民間ではロールプレイングというのもやっており、例えば、実際の裁判をやってみたときに、裁判官が被告になってみるとか、被告の立場になって、自分の言い分を述べてみて、それに対して、どういう判決が下るということが、そのときに妥当かどうかというふうな経験ができますよね。

被告の立場というのを経験するのは、私は、もしこの中になれば、実際に言い分がどれだけ通じないのか、それから判決が自分にとってどうなのかとかいうことを、そういうことを通して知ってほしいと思います。

真剣勝負でロールプレイングをやってみるということが一つと、社会常識とか、一般教養についての自己研鑽。

例えば、本を読む、それから旅行する、映画を見る、そういうことでもやっぱり随分社会的な視野などが広がるとは思うんですけれど、

どれぐらい今、自己研鑽を積んでるとか、自己研鑽というのは、やらなくても、それで済むこともありますから、判事補のそういうところを誰が見てるのかっていうのをちょっと知りたいと思います。

委員長

2点、御質問と御意見を頂いたんですけど、ロールプレイング方式のOJTのやり方ですけども、これも先ほどの御説明の中で判決起案の修練というものがあつたと思いますけれども、これの中で実際どのようなことがなされているのかという

ことをもう少し御説明頂けたらと思いますけれども、よろしく願いいたします。

H委員

判決起案は、まず主文という結論と、それから事実と、そして理由を記載します。そして主文というものが事実と理由から導き出されてこないといけないのですが、この中で、事実というところで原告の主張、被告の主張、民事事件で言いますとね、双方の主張を公平に書くということが要求されます。

一方当事者の意見だけで判決は書けないので、まず、言い分はちゃんと書くところ、それをどうしてこれを書くのか、書かないのか、書いた以上は判断を示さなければならないということで、原告、被告がこの判断を納得するかどうかについては合議でディスカッションします。

ここでは、やはり立ち位置が判断権者であるとともに、主張をする者の立場から見て、俺の言ってること、私の言ってることをちゃんと書いてくれよということを満たしているのか、そういうことを判決起案という中で一つ一つ吟味していくということになります。

そういうことで、自分一人で書く判決の場合は、そううまくいかないのかもしれませんが、合議ということでやっていく中では、人の意見というか、あと2人の意見が聞けますから、そういう意味でロールプレイング的なやり方とは多少異なるのですけれども、人の見方にさらされると、ほかの裁判官の見方にさらされるという緊張関係のもとで仕事は進められています。

I委員

ロールプレイングの例としては、司法修習生時代に大体、模擬裁判というのをやりまして、いろんな役割を引き受ける人もいます。

それはそれで真剣にやるんですが、もう一つ、当事者の立場をよく理解するためには、実は当事者になってみるのがよくて、弁護士の職務経験とか訟務検事になる、

これはまさに当事者として判決を受ける立場で、現実を経験いたしますので、こういう訴訟指揮を受けたら、こういう気持ちになるとか、当事者は裁判官のこういう挙動とか動きとか発言を気にしてるとか、裁判官時代に気がつかなかったことを当事者になることによって気がつくということはありません。

ですから、委員が御指摘のようなロールプレイングの役割は、そういうところが果たせるかなと一つ思います。

あと、もう一点の自己研鑽の中身でございますけれども、これはやはりトータルとして、どういう裁判官になってるかという評価をされますけれども、あなたは今回どこへ旅行へ行くのかとか、そういうプライバシーに係る細かいチェックというのは、しておりません。どういう本を読んでもか、それは個人に任されているというふうに思います。

E 委員

研修期間に、どこまで自己研鑽が進んでるかということについては、試験もないし、何のチェックもないんですか。

I 委員

もう一つ、委員がお聞きされてるのは一般教養をどれだけ、専門知識以外のことをどれだけ学ぶんだろうということなんですが、今、司法研修では年間40以上のプログラムがあるんですけども、その中で一般教養の科目もあるわけです。

例えば、この間の研修では、アダム・スミスを学ぶという内容があり、今度は、要配慮者に対する審理をどうしたらいいか、これは障がいをお持ちになる方について勉強するというので、そういう障がいをお持ちになる方について詳しい方、それからそういった障がい者のための活動にずっとライフワークでやってらっしゃる弁護士さんの話を聞くとか、あるいは障がい者の立場になって疑似体験をする。つまり、目を隠して歩いてみるとか、そういった研修をやるというプログラムがいろ

いる今用意されております。

ですから、委員のほうから、こういうプログラムもあったほうがいいということであれば、そういう御意見を頂ければ、また検討するということになると思います。

委員長

今、御提案があったように、こんなプログラムがあったほうがいいということがあったら遠慮なく御提案頂ければと思いますけれど。

ほかの委員の方からも何か、裁判所、判事補の育成のやり方について、ここは改善したほうがいいとか何かあったら、よろしく願いいたします。

J委員

基本的には、非常に充実した研修をされてるとは思います。とはいえ、判決などを受けた人の一部の中には、やはり、とてもこんな判決を書くとは信じられないというか、どうしてこういう考えになるのか分からないっていう思い、やっぱり疑問をお持ちになる方もいらっしゃいます。

それは、いろんな理由があるとは思いますが、当たってる理由もあれば、そうじゃないのもあるとは思いますが、重要なことは、どうしてそういう、この裁判官の認識と世間の認識にずれが生じるのかということなんですけど、基本的に裁判所が主体として行っている研修というのは、非常に充実したものでいいと思うんですが、例えばフィードバックという形で、市民がこう思っているということを裁判官が聞く機会があるとか、若しくは市民を通じてじゃなくても、弁護士から聞く機会があるということであれば、その批判に対して受け止めるべきは受け止めて、また反省するべきところは反省してということ是可以な話なんですね。

そういった手続の一つとして、実は弁護士からの裁判官評価というのも10年ぐらい前からですかね、制度としては実はありまして、当事者の代理としての弁護士から、その裁判官の訴訟指揮のこういうところが問題があったとか、そういったの

を書面で出したりとか、若しくは、岡山もそうですけど、幾つかの単位体では、幾つかの弁護士会ではA B C D Eみたいな評価をつけて細かく訴訟指揮の仕方や態度とか、いろんな判決の内容であったり、和解の勧め方なり、いろいろ詳細な項目について評価をつけたものを裁判所に出すということもやってるわけですが、そういったものが裁判所で生かされてるのか生かされてないのか、どういう形で各裁判官にフィードバックされてるのかというところまでは、実は弁護士でも分からないです。

そういった弁護士を通じて出された評価などについて、どう取り扱われてるのかということを教えていただければなというふうに思っています。

委員長

今、御質問というか御指摘を頂いた点について何か御説明ありましたら。

I 委員

それは、弁護士会の会報を見てますので、こういう批判があるのかなということは、みんな、心にとめているというふうに思います。

ただ、特定の裁判官に、あなたはこうだよという伝え方をしてるかという、それはなかなかそうはしません。その不満の原因というのも、それが弁護士会全体で、その不満が正しいかどうか、弁護士会でどれだけチェックされたのかも分かりませんし、ちょっとストレートに伝えていいものかどうか分かりません。

というのは、先ほどH委員からもありましたように、例えば裁判所の組織的に、それを伝えるということになると、裁判の内容に関わってくるのがあって、裁判の独立という問題にも影響するんですね。

こういう判断をしたら批判を受けやすいとか、そういうふうになったらまずいんですね。そこで、一般的、抽象的な形でお伝えするというふうにしてるのが現状だというふうに思います。

委員長

弁護士はどうでしょうか。

K委員

自己研鑽が主というような形が一つなのと、裁判官の独立というのがあるということとは十分理解はできるんですけど、そういう中で裁判官の評価にもつながるところかも分からないんですけど、やはり裁判を受けるほうの立場からすると、どの程度、自分のほうを向いて一生懸命事件を審理してくれてるのかなとか、さっきH委員が言われましたけど、当事者の立場に立って双方の主張を聞くんだと、あるいは、それを吟味していくんだということは講義の中には出てくる、あるいはそういうふうなことをやられてるんだろうとは思いますが、実際にそれがいろんな場面で出てくるのかどうなのかというときに、やはり研修もそうなのかなということは考えるんですけど、それ以前の問題として、裁判官にもう少し余裕が持てないのかなと。もう少し、事件にしても割当てを少なくして、ある程度、余裕を持った生活ができるようにできないのかなと。

それができないと、幾らメニューを用意しても同じだと思うんですよね。3日間の研修だ、5日間の研修だといってしまうと、そこへ行って、その5日間をこなせば終わりなんです。だから、そういう研修では意味がない。やっぱり、自己研鑽ということにもつながるんですけど、それだけのことをやっていくだけの余裕ができるというか、自分は裁判官になったんだから、こういうふうにしよという、独立してこういうことができるんだと。できるかわりには、これだけのことをやっぱり考えとかなきゃいかんという気持ちを持てるような。

それを実践できるような形での裁判官の余裕ですね。そういうものがどういうふうになると持てるのかなとか、あるいは気持ちとして持ち続けられるのかなと。それが外部での研修で可能かなというふうなことを考えてみたりはするんですけど、その辺はいかがですかね。

委員長

裁判官として忙し過ぎるということなんでしょうけど。

I 委員

裁判官がどれだけ忙しいかというのは、実は時期によって違いますし、勤務する場所によって随分違います。一般的には大都市に行けば行くほど事件が多いというふうに言われておりまして、地方の支部、私も支部勤務、1か所ございますけども、支部に行くと、かなり人間的な暮らしができるわけなんです。

ですので、裁判官もずっと1か所にいるわけじゃありませんし、地方に行って余裕のあるときに、いろんなサークルに入ってみるとか、一般の方との接触を増やすとか、いろんなところを見て歩くとか、海外旅行に行くのもいいですし、やはりそういう機会を利用すればいいんじゃないかというふうに思います。

また、事件の動向というのは時期によって違っておりまして、民事訴訟、この間、山陽新聞さんに出てましたけど、かなり今は減少して余裕ができつつある時期になっております。

委員長

感覚としては、私の個人的な疑問というか質問ですが、大体忙しいと言われたときには、事件数としては1か月でどのぐらい処理するんでしょうか。

I 委員

私が一番忙しかったのは、東京地裁の部総括をやっているときで、年間処理件数が659件ですね。

他方、一番暇だったときは、地方の1人の支部ですと、年間で50件ないくらいだと思います。ただし、持っている事件の種類は他にもあります。

ですから、勤務場所によって大きく違うものだというのを御理解頂ければと思

います。

委員長

L委員のほうから何か、検察官の立場から何か御意見は。

L委員

これは検察官と比べての感想になると思うんですけども、大きく違う点が2点あるなというふうに感じました。

1点目が、やはり裁判官の独立の要請から来る違いになると思うんですけど、検察官は司法に非常に絡んでは来ますけれども、行政組織ですので、純粋な行政組織とは違うんですけども、外部に意思表示をする場合は、それが独立の個々の検察官の国家機関としての意思表示になるわけで、外に声を発するときには、それが国家の意思となっちゃうんですけども、そこまでに至るときに、やはり行政機関としての組織の意思決定というのがありますので、先ほど御紹介がありました民間の研修に行ったときに、決裁があったとかという話ですけど、検察官にしても、起訴するかどうかについては全件、決裁を私がしてるわけですけど、その違いから、やはり、その辺が変わってくるのかなというのと、あと自己研鑽が育成のOJTと並ぶ大きな柱という点がちょっと検察官と違う点じゃないかなというふうに感じます。

検察官は一応、任官後、5年で一人前になると言われていますが、ほぼOJT一色でして、自己研鑽もやる必要はあるんだろうと思うんですけど、私の経験や若い人たちを見てると、ほぼ、その時間がほとんどないのが正直なところで、私が司法修習生のときの左陪席裁判官の方、私が見えないところで忙しい思いをしてたんだろうと思うんですが、私が感じたところで、仕事面での余裕が検察官に比べればあるんじゃないかなというふうに感じたところがありました。

ですので、全く検察官がOJT一色で、事件をやってどれだけ成長するか、公判をやって鍛えられて、どれだけ成長するかというところにかかっているんで、その辺

がやはり職責の違いとかで変わってくるのかなというふうに感じました。

ただ、全体的に言えば、やはり検察官もいろいろ常識的な判断をして、いろんなことを学んでいかなきゃいけないというところは同じで、基本的には研修の在り方も似通ってるところが多いなというふうに感じました。

今日もいろいろ学ばせていただいたので、これも我々の研修に取り入れたりしたいなと思いました。

委員長

何かほかに感想、御意見等、ございましたら、遠慮なくどうぞ。

B委員

先ほど出ました民間企業研修について、もう少しお伺いしたいんですが、長期、短期とあるのは、一体どのぐらいの期間なんですか。

I委員

長期は1年です。短期は今は3週間ぐらいだと思います。私が行ったときは4週間ぐらいだと思います。

B委員

先ほど企業名を幾つか紹介されたと思うんですけども、いずれも誰もが知ってるような大企業ばかりで、これはやはり受入れ側がしっかりしているという、その前提条件をもとに研修先を選ばれてるということなんですか。

I委員

恐らく、これは経団連か何かに推薦依頼をしておられると思うんですが、研修を受け入れるということは、企業にとってかなり負担になりますので、一定規模以上

の企業じゃないと、なかなか負担が大変なのかなと思っております。

B 委員

私は個人的に裁判官の方に一番求めるのは、資質といいますか、市民感覚というところですか。その市民感覚を持っていただくためには、やはり、いかに社会経験をどれだけ積んでるかというようなところに非常にウエートが大きいんじゃないかなと思います。

いったん裁判官の仕事に従事されると、なかなか途中からでも派遣の研修というのはあるということですがけれども、一番、まだ若いときに、例えば、これは可能かどうか分かりませんが、複数箇所行くとか、何週間とかのレベルじゃなくて、少なくとも何箇月とかいうようなあたりで、実際、世の中のいろんな仕事がありますので、例えば総務関係の仕事とかじゃなくて、できれば営業とか、非常に厳しい、より難しいようなところにチャレンジして、そういう経験を積むというようなことが非常に大切なんじゃないかなというふうに思いました。

この中に報道機関研修というのもあるんですけども、例えば我が社ですと、新人には丸々1日与えて、どこでもいいから行ってきて、話題性のあるものを見つけてこいというような指導をやります。

時間があるときには、それを何日もやらせますけれども、それで何かニュース性があるものをもってこいとかいう、とれなくても全然構わないんです、どんなところを君は回ったのかとか、どういう立場の人に話を聞いたのかとか、ただ単に雑談をしようと思っても、こちらのほうに材料がないと、なかなか会話さえスムーズにいかない、コミュニケーションがとれないということがあります。

そういうところにほっぽり出して、自分で切り開いていくというか、どうやったら自分の話を相手の人が聞いてくれるのかとかいうようなあたりの経験を積ませたいとかいうようなことをやったりもします。

そういうことを通じて、社会的な常識やら経験、ひいては市民感覚を順に磨いて

いっていただきたいなど。私がもし裁判の当事者になるのであれば、そういう市民感覚にあふれた裁判官にこそ任せたいなというふうに思いました。

委員長

裁判官の独立という非常に強い要請と市民感覚をどう保つかという非常に難しい立場に立たれていると思いますので、今後より判事補の育成の在り方については検討が必要になるかと思えます。

(別紙第3)

《次回のテーマについて》

委員長

何か、次回のテーマについて、この場で御意見等ございましたら。

J 委員

次回も次々回以降でもいいですが、一度、取り上げていただきたいテーマとして、地裁委員会の在り方というか、皆さん、そもそも地裁委員会がどういう歴史的経緯でできて、どういう意義があつてつていうのも、日頃そんなに認識されてない方も多いんじゃないかと思ひますし、そもそも市民の声を反映させるという目的で設置された委員会なんですけど、ここで議論されてることは非常に有意義で、非常にいいことだと思うんですが、じゃあ、例えば、それが十分に市民に広報されてるかとか、そもそも地裁委員会の存在を岡山の県民はみんな御存じかとか、その広報の在り方とか、山陽新聞さんとか、たしか取材に来られたりとか、そういうこともあつたと思ひますが、そういった部分での受入れの可否ですとか、もっと深く掘り下げれば、委員の選任の方法とか、いろいろなテーマがあると思ひなんですけど、本来どうあるべきか、今後、理想的な運営というのはどういうことかというのを立ち止まって、この委員会自身で考えるということが、その後の地裁委員会にとって非常に有意義になるんじゃないかなというふうに思ひますので提案させていただきます。

委員長

地裁委員会の在り方についてというテーマの御提案を頂きました。ほかに何か。

あと、私の手元に、ほかの委員の方から事前に提案があつたテーマとしまして、裁判所職員、書記官も含めて、ほとんど書記官なんでしょうけれども、育成についてという、本日の判事補の育成、養成と連関するテーマを御提示頂いておりますので、現時点ですと、この地裁委員会の在り方についてというテーマと、本日の若干

継続ということにもなりますけれども、裁判所職員の育成についてという二つのテーマが今提出されている状態でありましてけれども、何か、その二つのテーマ、いや、ほかのテーマがいいでもよろしいですけれども、御意見等ございますか。

I 委員

地裁委員の皆様の多数、決めていただければいいと思うんですが、裁判官と職員はセットになっておりますので、それを終わってから、また考えられるという手もあるかなと。

同じテーマを途中で切ってしまうようなことになるので、一連性がありますので、この流れから見ますと、裁判所職員の育成を、これはK委員が御提案頂いたんですかね。頂いたテーマで、それをやらせていただいて、その後、切りのいいところで考えてみるのはどうかなと思いますけど、いかがでしょう。

委員長

本日のテーマの継続ということで、次回は裁判所職員の育成というテーマについて取り上げさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、次回のテーマは、そのようなテーマで議論させていただきたいと思えます。